

令和8年3月17日

各事業所代表者 殿
(安全運転管理者)

松山東安全運転管理者協議会長
松山東交通安全協会長
松山東警察署長

令和8年度「春の全国交通安全運動」の実施について（お願い）

早春の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は交通安全活動及び安全運転管理業務に多大のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだし交通安全運動が実施されます。この運動は交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施されるものです。

貴事業所におかれましては、この運動の目的に添った効果的な推進に格別のご配慮とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、統計資料は「松山東交通安全協会ホームページ」から閲覧（ダウンロード可）できるようになりましたので、参考にしてください。

また、今まで配布しておりました懸垂幕はポスターに変更になりました。事業所等に掲示し、社員等に対する運動の啓発に努めていただきますようお願い致します。

事務局 TEL941-7810・FAX941-9225

令和8年

春の全国交通安全運動

愛媛県実施要綱

運動の期間

4月6日(月)～4月15日(水)

愛媛県スローガン

合言葉 止まる待つ見る 守ろうよ



内閣府

4月10日(金)は、全国一斉の「交通事故死ゼロを目指す日」です



えがお
～交通事故のない愛顔あふれる愛媛県を目指して～

内閣府・愛媛県

交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部

目 的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動の進め方

この運動が、真に県民総ぐるみの運動として展開されるよう、各実施機関・団体はそれぞれの特性を活かし、相互に連携し、総合力を発揮した効果的な交通安全活動を推進する。

運 動 重 点

全国重点① 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- (1) 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- (2) 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- (3) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- (4) 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- (5) 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進



2 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

- (1) 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間に飲酒等により道路に寝そべるなどの路上横臥によるものも多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
- (2) 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- (3) 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- (4) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- (5) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- (6) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

全国重点② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

1 「ながらスマホ」の根絶

- (1) 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- (2) 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進



2 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- (1) 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- (2) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- (3) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

3 飲酒運転の根絶

- (1) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- (2) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

4 妨害運転等の防止対策

- (1) 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- (2) ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- (1) 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- (2) シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- (3) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- (4) 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

6 高齢運転者の交通事故防止対策

- (1) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発の推進
- (2) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- (3) 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の周知の推進

7 外国人運転者の交通事故防止対策

- (1) 母国との交通ルールの違い等を理解するために啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進
- (2) レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知
- (3) 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進
- (4) 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化
- (5) 安全運転管理者選任事業者等に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進

8 二輪車運転者に対する広報啓発

- (1) 二輪車の特性（車の死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- (2) 若者層のみならず、中年年に対する二輪車安全運転の実践指導、交通安全教育・広報啓発の推進
- (3) ヘダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

全国重点③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

1 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知

- (1) 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されることを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (2) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (3) 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（「ながらスマホ」の禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- (4) 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進
- (5) 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進



2 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策

- (1) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- (2) 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- (3) 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- (4) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- (5) 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

3 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進

- (1) 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進
- (2) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底と被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

えがお 愛媛県重点 「愛顔あふれる愛媛県」の実現に向けた交通事故防止対策の推進

1 「前見て！運転プロジェクト」の普及促進

- (1) 「前を見て道路に沿って走る」ことはドライバーとして最も基本的な義務であることの周知の徹底
- (2) 横断歩道手前での減速と安全確認、横断歩行者発見時の一時停止の徹底を促す取組の推進
- (3) 脇見・漫然・ながら運転等の危険性についての広報啓発の推進

2 「大人も手を上げよう」運動の推進

道路を横断（特に横断歩道）する際に、接近する車に対して手を上げて横断する意思表示を行う「大人も手を上げよう」運動の実践及び周知の徹底

3 「交通反則通告制度導入」の周知

令和8年4月1日から道路交通法改正により 16歳以上の自転車利用者に対して交通反則通告制度導入の周知の徹底

実施機関・団体の主な推進事項

<p>全ての 機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関・団体の相互間のもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定するなど、推進体制を確立する。 ○ 組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育等の諸活動を展開、支援することに加え、オンライン会議等の時代に即した効果的な手法による取組を更に推進するとともに、運動重点に関連する施策を行う場合は、本運動と積極的に連携して行う。 ○ 各種広報媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、各種メディアに対し、積極的な情報提供を行い、特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用により、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点等を周知し、交通安全に関する情報提供をするほか、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。
<p>県・市町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域、家庭、教育機関、高齢者が関係する団体、職域等における各種交通安全活動を展開し、又は情報提供等の支援をする。 ○ 民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化や若者の交通安全意識の向上を図るため、ICT（情報通信技術）の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努める。
<p>学 校 教育関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育を図るとともに、地域の交通安全啓発活動への参加を促進する。 ○ 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線から見た通学路等における危険箇所の把握と解消に努める。 ○ 自転車乗車用ヘルメットの着用やシートベルト・チャイルドシートの着用の徹底及び正しい使用方法について指導する。
<p>警 察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故の総量抑止に向けた交通安全対策を強力に推進する。 ○ 各種広報媒体を積極的に活用して本運動の周知を図るほか、交通事故発生状況及び交通事故分析に基づいた分かりやすい安全情報を提供し、効果的活動の促進及び県民の交通安全意識の高揚を図る。 ○ 関係機関・団体と連携し、交通安全イベントや世代間交流型交通安全教室など参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、街頭での積極的な声かけ活動や反射材等の配布活動等を展開する。 ○ 交通ルールの遵守と相手に対する思いやり、ゆずり合いの気持ちを持ったマナーの向上を図るとともに、交通事故分析に基づき事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違反の指導取締りを強化する。
<p>交通安全 関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有する広報資材を有効に活用して、効果的な広報啓発活動を実施する。 ○ 各機関・団体等と連携し、街頭活動を積極的に展開するとともに、世代間交流にも配慮した、参加・体験・実践型の交通安全教育とこどもと高齢者の保護誘導活動や高齢者世帯訪問活動を推進する。 ○ こどもと高齢者を重点とした交通安全教育を推進し、歩行中や道路横断時、自転車利用時の安全意識の向上を図る。 ○ 中学校・高等学校・大学等において、参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗車中の安全な交通行動等の指導をするとともに、地域の交通安全啓発活動への参加を促進する。
<p>高齢者 関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗車中の安全な交通行動等の指導を行う。 ○ 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消に努める。
<p>その他 機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒・無免許・妨害運転等による交通事故の悪質性・危険性等を周知する。 ○ 横断歩道等における歩行者等優先義務を徹底し、模範的な運転を実践する。 ○ 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行する。 ○ 全座席でのシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底する。 ○ 自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルール遵守を徹底する。 ○ 職員に対して交通安全啓発活動等への参加を促進する。 ○ 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導を徹底する。

交通事故発生概況（令和8年2月28日現在）

☆ 松山東警察署管内

区 分	本年累計				高齢者（本年累計）			
	本 年	前 年	増 減 数	増 減 率	本 年	前 年	増 減 数	増 減 率
発生件数	89	81	8	9.9	29	24	5	20.8
死者数	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
負傷者数	92	92	0	0.0	16	9	7	77.8

☆ 愛媛県内

区 分	本年累計				高齢者（本年累計）			
	本 年	前 年	増 減 数	増 減 率	本 年	前 年	増 減 数	増 減 率
発生件数	339	357	-18	-5.0	156	149	7	4.7
死者数	3	8	-5	-62.5	1	6	-5	-83.3
負傷者数	369	391	-22	-5.6	68	73	-5	-6.8

☆ 四国と全国の交通事故死者数（2月28日現在）

区 分	本 年	前 年	増 減 数	増 減 率
愛 媛	3	8	-5	-62.5
香 川	4	5	-1	-20.0
徳 島	5	3	2	66.7
高 知	3	5	-2	-40.0
管 区 計	15	21	-6	-28.6
全 国	389	423	-34	-8.0

松山東警察署管内の交通事故発生状況(令和8年2月28日現在) NO1

○概況

区分	本年	前年	増減数	増減率
発生件数	89	81	8	9.9
1当2当数	177	161	16	9.9
死者				
傷者	92	92		

○道路別

区分	本年	前年	増減数	増減率
国道11号	4	3	1	33.3
死者				
傷者	5	3	2	66.7
国道33号	1		1	-
死者				
傷者	1		1	-
国道56号	3	7	-4	-57.1
死者				
傷者	3	7	-4	-57.1
国道196号	10	3	7	233.3
死者				
傷者	11	3	8	266.7
国道その他	2	2		
死者				
傷者	2	3	-1	-33.3
国道計	20	15	5	33.3
死者				
傷者	22	16	6	37.5
主要県道	6	10	-4	-40.0
死者				
傷者	6	11	-5	-45.5
一般県道	7	10	-3	-30.0
死者				
傷者	7	10	-3	-30.0
県道計	13	20	-7	-35.0
死者				
傷者	13	21	-8	-38.1
市町村道	53	44	9	20.5
死者				
傷者	54	53	1	1.9

○事故類型別

区分	本年	前年	増減数	増減率	
人对車両	発生	4	2	2	100.0
	死者				
	傷者	4	2	2	100.0
	発生	9	5	4	80.0
	死者				
	傷者	9	5	4	80.0
	発生	3	3		
	死者				
	傷者	3	3		
	計	16	10	6	60.0
自転車対車両	発生	16	10	6	60.0
	死者				
	傷者	16	10	6	60.0
	発生	8	18	-10	-55.6
	死者				
	傷者	9	19	-10	-52.6
	発生	5	4	1	25.0
	死者				
	傷者	6	5	1	20.0
	計	3	3		
その他	発生	3	3		
	死者				
	傷者	3	3		
	発生	16	10	6	60.0
	死者				
	傷者	16	10	6	60.0
	発生	8	18	-10	-55.6
	死者				
	傷者	9	19	-10	-52.6
	計	5	4	1	25.0
出合頭	発生	6	5	1	20.0
	死者				
	傷者	3	3		
	発生	3	3		
	死者				
	傷者	16	25	-9	-36.0
	発生	18	27	-9	-33.3
	死者				
	傷者	18	27	-9	-33.3
	計				

区分	本年	前年	増減数	増減率	
高速道	件数				
	死者				
	傷者				
自専道	件数				
	死者				
	傷者				
その他道路	件数	3	2	1	50.0
	死者				
	傷者	3	2	1	50.0

区分	本年	前年	増減数	増減率	
車両相互	発生	2	1	1	100.0
	正面				
	死者				
	傷者	2	1	1	100.0
	追突	18	14	4	28.6
	死者				
	傷者	19	17	2	11.8
	出合頭	18	19	-1	-5.3
	死者				
	傷者	18	25	-7	-28.0
右折時	10	3	7	233.3	
発生					
傷者	10	3	7	233.3	
左折時	3	5	-2	-40.0	
発生					
傷者	3	5	-2	-40.0	
その他	5	3	2	66.7	
発生					
傷者	5	3	2	66.7	
計	56	45	11	24.4	
発生					
傷者	57	54	3	5.6	
車両単独	1	1			
発生					
死者					
傷者	1	1			
列車					
発生					
傷者					

○昼夜別

区分	本年	前年	増減数	増減率	
昼間	件数	46	51	-5	-9.8
	死者				
	傷者	49	59	-10	-16.9
夜間	件数	43	30	13	43.3
	死者				
	傷者	43	33	10	30.3

※ 人数は1当・2当の計、死傷者数は本人被害数を表します。

松山東警察署管内の交通事故発生状況(令和8年2月28日現在) NO2

○道路形状別

区分	本年		前年		増減数	増減率
	件数	死傷者	件数	死傷者		
信号交差点	15	18	-3	-16.7		
	16	21	-5	-23.8		
その他交差点	37	34	3	8.8		
	39	40	-1	-2.5		
計	52	52				
	55	61	-6	-9.8		
交差点付近	14	20	-6	-30.0		
	14	22	-8	-36.4		
カーブ・直線	1		1	-		
	1		1	-		
直線等	22	9	13	144.4		
	22	9	13	144.4		

区分	本年		前年		増減数	増減率
	件数	死傷者	件数	死傷者		
14:00~15:59	8	5	3	60.0		
	9	5	4	80.0		
16:00~17:59	12	12				
	12	14	-2	-14.3		
18:00~19:59	18	10	8	80.0		
	18	10	8	80.0		
20:00~21:59	2	5	-3	-60.0		
	2	5	-3	-60.0		
22:00~23:59	6	6				
	6	7	-1	-14.3		

○違反別

区分	本年		前年		増減数	増減率
	人数	死傷者	人数	死傷者		
最高速度	2		2			-
	2		2			-
右側通行	1		1			-
	1		1			-
追越し						
歩行者妨害	6	2	4	200.0		
自転車妨害			3	-100.0		
酒酔い						
信号無視	1	4	-3	-75.0		
横断・転回等	3	1	2	200.0		

○時間帯別

区分	本年		前年		増減数	増減率
	件数	死傷者	件数	死傷者		
0:00~1:59	2	1	1	100.0		
	2	1	1	100.0		
2:00~3:59						
4:00~5:59	1	3	-2	-66.7		
	1	4	-3	-75.0		
6:00~7:59	11	10	1	10.0		
	12	12				
8:00~9:59	11	12	-1	-8.3		
	11	14	-3	-21.4		
10:00~11:59	9	7	2	28.6		
	9	9				
12:00~13:59	9	10	-1	-10.0		
	10	11	-1	-9.1		

区分	本年		前年		増減数	増減率
	人数	死傷者	人数	死傷者		
右折違反	1				1	-
左折違反	5				5	-
優先通行妨害	1				1	-
	12				12	-
交差点安全進行	2				2	-
	40		52		-12	-23.1
徐行	24		27		-3	-11.1
	6		8		-2	-25.0
一時不停止	4		5		-1	-20.0
	8		9		-1	-11.1
過労運転	2		3		-1	-33.3
運転操作不適	5		2		3	150.0
前方不注意	18		19		-1	-5.3
	1		1			
動静不注意	9		7		2	28.6
	6		7		-1	-14.3
安全不確認	10		14		-4	-28.6
	2		2			
安全速度						
歩行者違反	2		3		-1	-33.3
	2		3		-1	-33.3
その他の違反・違反なし	48		35		13	37.1
	42		34		8	23.5

松山東警察署管内の交通事故発生状況(令和8年2月28日現在) NO3

○曜日別

区分	本年	前年	増減数	増減率	
日曜日	件数	10	7	3	42.9
	死者				
	傷者	10	9	1	11.1
月曜日	件数	16	15	1	6.7
	死者				
	傷者	17	18	-1	-5.6
火曜日	件数	9	10	-1	-10.0
	死者				
	傷者	10	11	-1	-9.1
水曜日	件数	15	10	5	50.0
	死者				
	傷者	15	12	3	25.0
木曜日	件数	13	12	1	8.3
	死者				
	傷者	13	12	1	8.3
金曜日	件数	16	10	6	60.0
	死者				
	傷者	17	11	6	54.5
土曜日	件数	10	17	-7	-41.2
	死者				
	傷者	10	19	-9	-47.4

○当事者別

区分	本年	前年	増減数	増減率	
幼児	人数				
	死者				
	傷者		2	-2	-100.0
小学生	人数	2	3	-1	-33.3
	死者				
	傷者	2	3	-1	-33.3
中学生	人数		1	-1	-100.0
	死者				
	傷者		2	-2	-100.0
高校生	人数	4	8	-4	-50.0
	死者				
	傷者	3	8	-5	-62.5
高齢者	人数	36	24	12	50.0
	死者				
	傷者	16	9	7	77.8
高齢ドライバー	人数	29	17	12	70.6
	死者				
	傷者	7	3	4	133.3
自転車(運転者)	人数	18	28	-10	-35.7
	死者				
	傷者	16	26	-10	-38.5
自動二輪	人数	15	13	2	15.4
	死者				
	傷者	15	10	5	50.0

区分	本年	前年	増減数	増減率	
	人数	23	19	4	21.1
一般原付(50cc)	死者				
	傷者	17	18	-1	-5.6
	人数				
特定小型原付(特例)	死者				
	傷者				
	人数				
特定小型原付(非特例)	死者				
	傷者				
	人数				
無免許	死者				
	傷者				
	人数	2	2		
飲酒	死者				
	傷者				
	人数				

◇ 松山東警察署管内の安全運転管理者選任事業所の交通事故発生状況
(令和8年1月1日～令和8年2月28日)

事業所数：930		当事者別			
		第一当事者	第二当事者	計	構成率
100事業所当り発生件数 (発生件数÷事業所数×100)		1.3件	1.1件	2.4件	
交通事故	発生件数	12	10	22	
	死者数				
	傷者数	12	10	22	
道路別件数	国道	1	4	5	22.7%
	県道	6	1	7	31.8%
	市町村道等	5	5	10	45.5%
	高速道				
年代別件数	20歳未満				
	20歳代	1	2	3	13.6%
	30歳代	2	2	4	18.2%
	40歳代	1	1	2	9.1%
	50歳代	3	4	7	31.8%
	60歳以上	5	1	6	27.3%
運転者種別件数	乗用車	9	3	12	54.6%
	貨物車等	2		2	9.1%
	二輪車	1	7	8	36.4%
通行目的別件数	業務中	2	2	4	18.2%
	通勤中	5	5	10	45.5%
	私用中	5	3	8	36.4%
主な違反別件数	速度違反		1	1	4.6%
	酒酔運転				
	過労運転				
	右・左折違反				
	交差点安全進行違反		2	2	9.1%
	交差点等徐行違反		1	1	4.6%
	指定場所等一時不停止				
	考え事・脇見運転	2		2	9.1%
	前後左右安全不確認	2		2	9.1%
	その他の違反(調査不能を含む。)	8		8	36.4%
違反なし		6	6	27.3%	

◇ 県内の安全運転管理者選任事業所の交通事故発生状況 (1月1日～2月28日)

県内全事業所数：5,207		当事者別		
		第一当事者	第二当事者	計
県内100事業所当り発生件数 (発生件数÷県内事業所数×100)		1.1件	1.1件	2.2件
交通事故	発生件数	56	56	112
	死者数	2		2
	傷者数	57	62	119

交通ルールを守って 交通事故ゼロへ!

通学路・生活道路における
こどもを始めとする
歩行者の安全確保

「ながらスマホ」の根絶や
歩行者優先等の
安全運転意識の向上

自転車・
特定小型原動機付自転車の
交通ルールの理解・遵守の徹底



令和8年4月6日(月)～4月15日(水)まで
春の全国交通安全運動

4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



チャイルドシート
着用推進シンボルマーク
「カチャビョン」

内閣府交通安全
オフィシャルサイト



内閣府・愛媛県・愛媛県警察

全国重点

① 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保

- 歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保
- 交通事故実態を踏まえた歩行者の交通ルール遵守の呼び掛け



令和8年9月1日から、
生活道路においては法定
速度30 km毎時

② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

- 「ながらスマホ」の根絶
- 運転者の歩行者優先意識等の徹底



③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

- 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知

自転車
ルールブック



愛媛県重点

愛媛県スローガン
合言葉 止まる待つ見る 守ろうよ

① 「前見て！運転プロジェクト」の普及促進

- 脇見・漫然・ながら運転等の危険性の周知

② 「大人も手を上げよう」運動の推進

- 道路を横断する際に、車に対して手を上げて横断する意思表示の実践及び周知

③ 「交通反則通告制度導入」の周知

- 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入

普及啓発動画

動画



チラシ



広報動画

(愛媛県×県警 自転車安全利用
啓発プロジェクトチーム)



愛媛県公式
チャンネル



2026年4月から

自転車に

交通反則通告制度

青切符

が導入されます



■青切符の対象 (一部を抜粋)

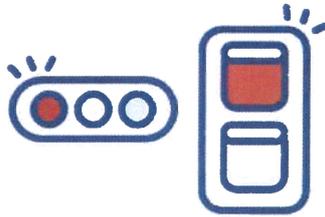
対象年齢 **16歳** 以上

ながら運転



反則金 12,000円

信号無視



反則金 6,000円

一時不停止



反則金 5,000円

二人乗り



反則金 3,000円

歩道走行



反則金 6,000円

傘差し運転



反則金 5,000円

ルールを守って安全運転をしましょう



愛媛県警察
愛媛県自転車安全利用啓発 PT

デザイン協力：松山デザイナー専門学校

自転車ルールブック ▼



自転車ヘルメットは
必ず着用しましょう!



自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

令和8年4月1日施行

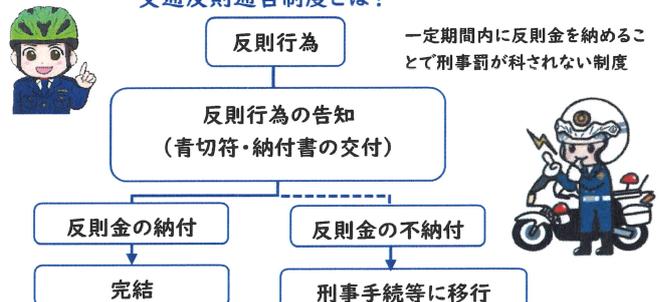


反則行為の種類		反則金の額 (円)	
携帯電話使用等（保持） ※1		12,000	
放置 駐車 違反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	12,000
		高齢運転者等専用場所等以外	10,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	11,000
		高齢運転者等専用場所等以外	9,000
遮断踏切立入り		7,000	
速度 超過	25km以上30km未満		12,000
	20km以上25km未満		10,000
	15km以上20km未満		7,000
	15km未満		6,000
駐 停 車 違 反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	9,000
		高齢運転者等専用場所等以外	7,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	8,000
		高齢運転者等専用場所等以外	6,000
信号無視	赤色等		6,000
	点滅		5,000
通行区分違反			
追越し違反			
踏切不停止等			
交差点安全進行義務違反		6,000	
環状交差点安全進行義務違反			
横断歩行者等妨害等			
安全運転義務違反			
通行禁止違反			
歩行者用道路徐行違反			
歩行者等側方通過義務違反			
急ブレーキ禁止違反			
法定横断等禁止違反			
路面電車後方不停止			
優先道路通行車妨害等			
環状交差点通行車妨害等			
徐行場所違反			
指定場所一時不停止等		5,000	
幼児等通行妨害			
安全地帯徐行違反			
被側方通過車義務違反			
通行帯違反			
道路外出右左折合図車妨害			
指定横断等禁止違反			
車間距離不保持			
進路変更禁止違反			
追い付かれた車両の義務違反			

反則行為の種類		反則金の額 (円)
乗合自動車発進妨害		
割り込み等		
交差点右左折等合図車妨害		
交差点優先車妨害		
緊急車妨害等		
交差点等進入禁止違反		
無灯火		
減光等義務違反		
合図不履行 ※1		
合図制限違反 ※1		
警音器吹鳴義務違反 ※1		5,000
乗車積載方法違反		
軽車両整備不良		
自転車制動装置不良		
泥はね運転		
転落等防止措置義務違反		
転落積載物等危険防止措置義務違反		
安全不確認ドア開放等		
停止措置義務違反		
公安委員会遵守事項違反		
通行許可条件違反		
歩道徐行等義務違反 ※2		
路側帯進行方法違反		
並進禁止違反		
軌道敷内違反		
道路外出右左折方法違反		
交差点右左折方法違反		3,000
環状交差点左折等方法違反		
軽車両乗車積載制限違反		
制限外許可条件違反		
原付等牽引違反		
自転車道通行義務違反 ※2		
警音器使用制限違反		

※1 自転車を対象（自転車以外の軽車両を除く）※2 普通自転車を対象

交通反則通告制度とは？



危ない!!!

致死率の違い^{※1}

高速道路：約19.8倍

一般道路：約3.2倍

(平成28年～令和2年合計)

車外に
放出

車内で
全身強打

前席の人が
被害

後部座席での
シートベルトの着用は
全ての道路で義務です!

後部座席も必ず

シートベルトを!!

※1 致死率…死傷者数に占める死者数の割合

※2 シートベルト着用の除外規定…道路交通法第71条の3第2項、道路交通法施行令第26条の3の2第2項

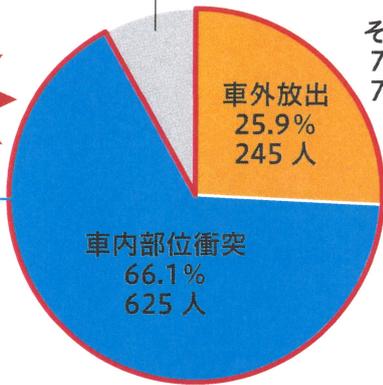
警察庁・都道府県警察



後部座席でシートベルトをしていないとどうなる？

9割以上が
車外放出・
車内部位衝突！

フロントガラス・
計器盤まわり、
ドア・窓ガラス、
柱、天井、
座席、その他



人身加害部位別自動車後部座席同乗中シートベルト非着用死者数・構成率（平成23年～令和2年合計）

1 車内で全身を強打する可能性

交通事故の衝撃で、あなたはすさまじい力で前席や天井、ドア等にたたきつけられることとなります。仮に、時速60kmで進んでいる車が壁等に衝突した場合、高さ14mのビルから落ちるのと同じ衝撃を受けます。



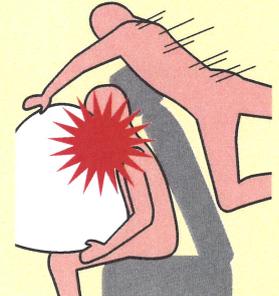
2 車外に放り出される可能性

衝突の勢いが激しい場合、後席から車外に放り出されることがあります。車外に放り出されると、堅いアスファルトに体をぶついたり、後続車両にひかれたりすることで、最悪の場合は命を落としてしまいます。



3 前席の人が被害を受ける可能性

衝突の勢いで後席の人が前方に投げ出されると、前席の人はシートとエアバッグで挟まれ、頭に大けがをすることなどにより、命を奪われることもあります。後席の人がきちんとシートベルトを着用することは、前席の人の命を守ることにつながっています。



交通事故にあった場合の致死率の違い

後部座席シートベルト非着用時の致死率（死傷者数に占める死者数の割合）は、右のグラフのように

高速道路で、着用時の約19.8倍

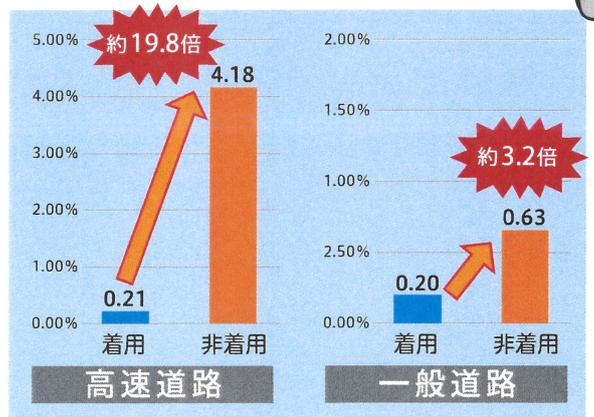
一般道路で、着用時の約3.2倍

も高くなっています。



POINT!

着用するだけで致死率が大きく違う



※平成28年～令和2年合計

損害賠償等の場面で不利益となることも！

<事例>

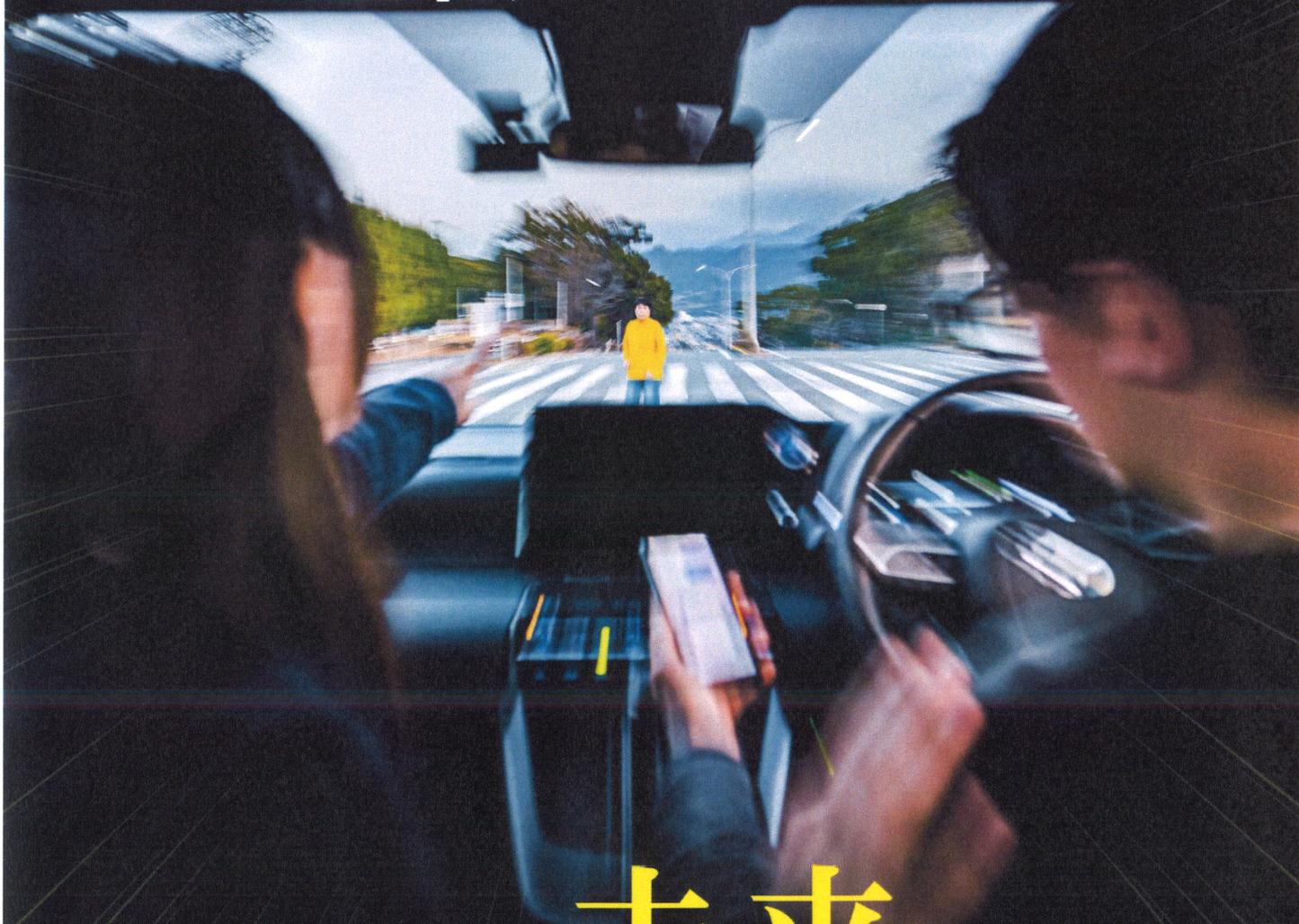
被告が加害車両のハンドル操作を誤り、加害車両を縁石等に衝突させて転覆させ、同乗者（原告）が傷害を負った事故につき、被告の指示により原告がシートベルトを外していたとはいえ、シートベルトの着用は同乗者が自らの判断で行うべきものであり、シートベルト不着用が損害発生または拡大に寄与していたとして、10%の過失相殺が認められた。（大阪地裁平成22.11.1交民集43巻6号1401頁）



POINT!

シートベルトをしていなかったことが過失とされることも

前見て！ 運転プロジェクト



その一瞬が **未来** を奪う

愛媛県立松山南高等学校砥部分校デザイン科 写真部



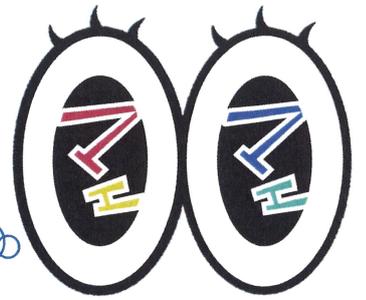
愛媛県警察



愛媛県立松山南高等学校砥部分校デザイン科

運転中は

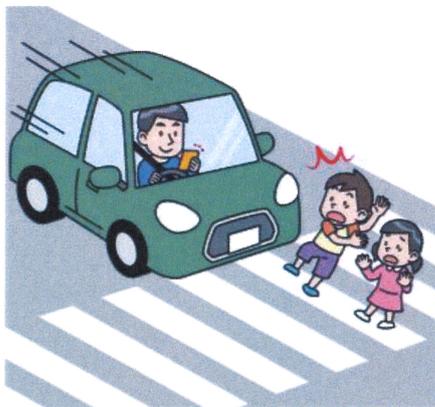
前をよく見て！
確認して！！



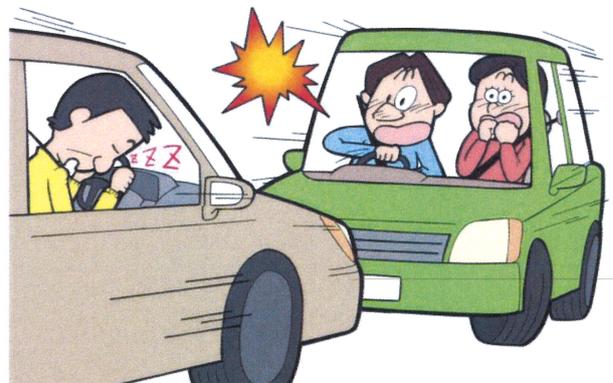
「前見て！運転プロジェクト」

では、次の4類型の交通事故防止を図ります！

横断歩道での事故



正面衝突事故など



自損事故



追突事故



前を見て道路に沿って走ることは、
ドライバーとして最も基本的な義務です。

前をよく見て、運転に集中しましょう！

マドンナ通信

松山東交通安全協会
2026年4月 通刊 第122号

令和8年春の全国交通安全運動

- 運動の期間
- 運動のスローガン
- 運動の重点

令和8年4月6日(月)～4月15日(水)

合言葉 止まる待つ見る 守ろうよ

- ◇通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ◇「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ◇自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- ◇「^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」の実現に向けた交通事故防止対策の推進



◎4月10日(金)は、全国一斉の「交通事故死ゼロを目指す日」です！

自転車の交通違反に「青切符」が導入！

- 令和8年4月1日から適用
- 対象となる行為は **100種類以上**
- 対象となる年齢は **16歳以上**
- 反則金額は原付バイクと一緒



こんな運転は青切符の対象に！！

ながらスマホ 反則金 12,000円	遮断踏切立入り 反則金 7,000円	信号無視 反則金 6,000円
通行区分違反 反則金 6,000円	一時不停止 イヤホンの使用 (必要な音が聞こえないなどの場合) 反則金 5,000円	並進・二人乗り 反則金 3,000円

自転車は車の仲間です。交通ルールを守って安全運転を心掛けましょう。

自転車とヘルメットはワンセット！

自転車事故で亡くなられた方の多くは頭部に致命傷を負っています。

ヘルメットはみなさんの命を守るためのものです。自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう。

～トマトのお約束～

道路をわたるときは、

とまって

まって

とびださない！！

道路を飛び出しをしないお約束を守ってね

交通ルールを守って

交通事故を防ぎましょう

交通安全協会は、交通事故のない安全で安心して過ごせる交通社会の実現をめざし、さまざまな交通安全活動をしている団体です。



これからも松山東交通安全協会へのご理解とご協力をお願いします。

<http://ankyosakura.ne.jp/>

松山東交通安全協会 TEL 941-7810・FAX 941-9225



検索